

訪問看護医療情報連携加算に伴うウェブサイト掲示について

令和 8 年度診療報酬改定に伴い、はあと訪問看護ステーションでは、厚生労働省の規定に基づき訪問看護医療情報連携加算 の算定をいたします。この加算は ICT（情報通信技術）を活用して医療・ケア情報を多職種間で共有し、計画的に訪問看護管理を行うことを目的としています。

■ 算定内容

項目	金額
訪問看護医療情報連携加算	1,000 円（月 1 回）

■ 厚生労働省が定める施設基準

1. 在宅で療養を行っている利用者の診療情報等について、電子情報処理組織その他の情報通信技術を利用する方法により常時確認できる体制を有し、関係機関と平時から連携体制を構築していること。
2. 診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うための十分な体制を整えていること。
3. ICT を用いた医療情報連携体制を構築している訪問看護ステーションであることを、事業所内の見やすい場所に掲示していること。
4. 上記掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

■ 個人情報の取り扱いについて

当ステーションでは、個人情報保護委員会及び厚生労働省『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』等の関係法令を遵守し、利用者様の同意のもと、訪問看護サービスの提供に必要な範囲で診療情報等を活用・共有し、安全管理措置を講じて適切に管理いたします。

■ 情報共有の実績がある連携機関

連携機関名	種別
厚木循環器・内科クリニック	保険医療機関
大和アーバンクリニック	保険医療機関
在宅療養支援クリニック かえでの風 やまと	保険医療機関
たすくホームクリニック	保険医療機関
中央林間東クリニック	保険医療機関
まこと在宅クリニック神奈川中央	保険医療機関
めぐみ在宅クリニック	保険医療機関
やまと在宅クリニック	保険医療機関
やまと小磯診療所	保険医療機関
あまえんぼ薬局	保険薬局

令和 8 年 9 月現在